生命環境科学研究科環境バイオマス共生学専攻修士学位論文審査基準

(審査体制)

学位論文の審査は、専攻教員会議の了承を得て委嘱する主査(専攻の研究指導担当教員) 1名、及び2名以上の副査から構成される審査委員の合議によって行う。

(評価項目)

- ① 専攻分野において一定程度の学術的価値を有する。
- ② テーマの選択、研究方法、あるいは結果についての先行研究との関連性を客観的に明示し、かつ、それらの内容のいずれかに高い独創性を含む。
- ③ 実験、シミュレーション、理論、調査、解析あるいは資料収集などの研究方法が適切である。
- ④ 研究のプロセスに関して詳細に記載されている。
- ⑤ 結果を示す方法が適切かつ客観的である。
- ⑥ 論理的に一貫した構成と内容を有しており、完結性を有する。

(評価基準)

上記の評価項目すべてを満たす学位申請論文を、最終試験を経た上で、修士論文と して合格とする。

生命環境科学研究科環境バイオマス共生学専攻博士学位論文審査基準

(審査体制)

学位論文の審査は、専攻教員会議の了承を得て委嘱する主査(専攻の研究指導担当教員) 1名、及び3名以上の副査から構成される審査委員の合議によって行う。

(評価項目)

- ① 専攻分野において国際水準での十分な学術的価値を有する。
- ② テーマの選択、研究方法、あるいは結果についての先行研究との関連性を客観的 に明示し、かつ、それらの内容に高い独創性を含む。
- ③ 実験、シミュレーション、理論、調査、解析あるいは資料収集などの研究方法が適切かつ効果的に用いられている。
- ④ 研究のプロセスに関して詳細に記載されている。
- ⑤ 結果を示す方法が適切かつ客観的である。
- ⑥ 論理的に一貫した構成と内容を有しており、高いレベルで完結性を有する。

(評価基準)

上記の評価項目すべてを満たす学位申請論文を、最終試験又は学力の確認を経た上で、博士論文として合格とする。